

臨時休館にともなう諸手続きのご案内

古川美術館 パスポート会員関係

「パスポート会員の有効期間」等の延長について

有効期間の2か月間延長をおこないます。

対 象 者 : 2020年1月31日以降に有効期間をむかえるパスポート会員

期間延長の例 : 1. 会員証の有効期間が2020年4月30日の場合

⇒2020年6月30日まで有効期間を延長します。

2. 会員証の有効期間が2020年1月31日の場合

⇒本来の継続入会手続きの期日は2020年4月30日ですが、これを
2020年6月30日まで延長します。

そ の 他 : 入会時、継続入会時にお渡ししている「呈茶招待券」と「スタンプカード」、
「お誕生日プレゼント引換えハガキ」の有効期間につきましても、パスポート
有効期間と同様に2か月間延長します。

臨時休館期間中のパスポート会員継続手続き等の諸手続きについて

継続手続き等の諸手続きの方法につきましては、以下のお問い合わせ先まで電話、ファックス、
メールでご連絡ください。おって、担当者より手続きの方法をお知らせいたします。

古川美術館 賛助会員関係

「賛助会員の有効期間」の延長について

有効期間の2か月間延長をおこないます。

期間延長の例 : 会員証の有効期間が2020年4月30日の場合

⇒2020年6月30日まで有効期間を延長します。

臨時休館期間中の賛助会員継続手続き等の諸手続きについて

継続手続き等の諸手続きの方法につきましては、以下のお問い合わせ先まで電話、ファックス、
メールでご連絡ください。おって、担当者より手続きの方法をお知らせいたします。

呈茶回数券について

「呈茶回数券の有効期間」の延長について

有効期間の2か月間延長をおこないます。

期間延長の例 : 呈茶回数券の有効期間が2021年4月30日の場合

⇒2021年6月30日まで有効期間を延長します。

『愛知の工芸2020』展 前売券の払戻しについて

ご購入いただきました前売券の払戻しをおこないます。払戻し方法につきましては、以下のお問い合わせ先まで電話、ファックス、メールでご連絡ください。おって、担当者より手続きの方法をお知らせいたします。

なお、展覧会会期中での臨時休館にともない、年間の展示スケジュールを変更いたしまして、下記の通り『愛知の工芸2020』を今秋に再度開催する準備をすすめていく所存でございます。今秋に再度開催する展覧会でもお手持ちの前売券をご利用いただけるようにお取り扱いをいたしますので、あわせてお知らせ申し上げます。

払戻し期間：2020年10月11日（日）まで

※チケットぴあでチケットをご購入いただきました方は払戻し方法が異なりますので、購入先へお問い合わせください。

『愛知の工芸2020 秋展（仮称）』について

開催期間：2020年9月12日（土）から2020年10月11日（日）

会場：古川美術館・分館爲三郎記念館

※詳細につきましては、おって、ホームページなどでお知らせいたします。

『愛知の工芸2020』展 招待券について

展覧会会期中での臨時休館にともない、年間の展示スケジュールを変更いたしまして、下記の通り『愛知の工芸2020』を今秋に再度開催する準備をすすめていく所存でございます。今秋に再度開催する展覧会でもお手持ちの招待券をご利用いただけるようにお取り扱いをいたしますので、あわせてお知らせ申し上げます。

『愛知の工芸2020 秋展（仮称）』について

開催期間：2020年9月12日（土）から2020年10月11日（日）

会場：古川美術館・分館爲三郎記念館

※詳細につきましては、おって、ホームページなどでお知らせいたします。

■お問い合わせ先（平日の午前10時から午後5時まで）

公益財団法人古川知足会 事務局

〒464-0066 名古屋市千種区池下町二丁目50番地

電話：052-763-1991 ファックス：052-763-1992

ホームページ：<http://www.furukawa-museum.or.jp/>

ミュージアムショップWEB ページ：<https://furukawamuse.official.ec/>

パスポート会員諸手続き関係のメールアドレス：furukawa-passport@outlook.com

賛助会員諸手続き関係のメールアドレス：h_kawada@furukawa-museum.or.jp